

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成 29 年 3 月
総務省政策統括官（恩給担当）

1 改正の概要

恩給等の受給者家族等の負担を軽減するため、恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成18年総務省令第49号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和33年総理府令第41号。以下「旧国会議員互助年金法施行規則」という。）について、以下の改正を行う。

(1) 1月期支給分の支払開始日の変更（恩給給与細則第10条の2関係）

恩給は年4回、原則、1月、4月、7月、10月の各6日に、その前3か月分を後払いで支払うこととなっているが、1月期支給分（10月から12月分）については、恩給受給者の正月の準備資金に充てられるようにとの配慮から、12月6日に1か月前倒して支払を行っている。

この1月期支給分のうち、12月分は、本来、12月1日時点で生存している受給者に支払うべきものである。一方、12月6日に支払を行うためには、事務手続上、11月16日頃に住民基本台帳ネットワークを利用した生存確認を行う必要があったことから、12月1日時点の生存確認がとれない受給者にも12月分を支払っていた。

このため、12月分が支払超過となった受給者の家族等に対して、過払金の返納手続について大きな負担をかけている状況にある。

この状況を解消し、受給者家族等の負担を軽減するため、平成29年度から、生存確認を12月4日頃に行うこととし、1月期支給分の支払開始日を12月6日から同月21日に改めることとする。

(2) 未支給金請求時の提出書類の緩和（恩給給与細則第11条及び旧国会議員互助年金法施行規則第7条関係）

恩給又は国会議員互助年金の受給者が死亡した際に未支給金がある場合、当該未支給金を受けようとする遺族又は相続人に対しては、現在、請求書に添えて請求者の戸籍謄本の提出を求めている。

しかし、請求者が扶助料受給者の相続人である子に当たる場合、戸籍抄本によっても審査が可能であることから、権利者死亡時の請求者との身分関係を明らかにできることを前提に、戸籍抄本の提出も認めることとする。

(3) 書式の改正（恩給給与細則別紙書式関係）

恩給請求者からの問合せが多い恩給給与細則別紙第38号書式について、分かりやすい表現に改める。

2 施行期日

公布の日（平成29年3月24日）

【参照条文】

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）

第二十九条 年金タル恩給ハ毎年一月、四月、七月、十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ一月ニ支給スベキ恩給ハ之ヲ受ケントスル者ノ請求アリタルトキハ其ノ前年ノ十二月ニ於テモ之ヲ支給スルコトヲ得

②・③ （略）

○ 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）（抄）

（支払開始日）

第十条の二 年金たる恩給の支払開始日は、各支給期月（受給者の請求により一月に支給すべき恩給をその前年の十二月に支給する場合にはその月）の六日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下本項において「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。

2 （略）

（未支給金の請求等）

第十一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない。

一 請求者の戸籍謄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）

二 （略）

2 （略）

○ 旧国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）（抄）

（未支給金の請求等）

第七条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二十二条第三項の規定により準用される恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により互助年金又は互助一時金の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書を裁定庁に提出することを要する。

2 前項の請求書には、次の書類を添えることを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に令第五条又は第七条の請求を行うときは、次の書類は添えることを要しない。

一 請求者に関する戸籍謄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）

二 （略）

3 （略）